

令和3年第3回ひたちなか市
教育委員会3月定例会

日 時 令和3年3月15日(月)
午後4時30分

場 所 市役所第3分庁舎 教育長室

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- (1) 議案第3号 令和3年度における学校の学期の特例に関する規則制定について
- (2) 議案第4号 県費負担教職員の人事の内申について

4 その他

- (1) ひたちなか市成人祝特別給付金等支給事業について

5 閉 会

制定理由

令和2年度は、臨時休業による授業日数減少に伴い、第1学期の学習評価を実施することが困難な状況を改善する手立ての一つとして、学校規則の特例を制定し、「前期・後期」の2学期制として対応してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症は未だ終息の兆しが見えず、公立小中学校については、臨時休業や分散登校等の懸念が払拭できない状況が続いています。

このような状況に準備するため、来年度についても2学期制を継続することとし、3学期制について定めるひたちなか市立学校管理規則の特例に当たる本規則を制定しようとするものです。

来年度の特例措置

○「前期・後期」の2学期制とする。

前期：令和3年4月1日（木）から10月10日（日）まで

（前期終業式：10月8日（金））

後期：令和3年10月11日（月）から令和4年3月31日（木）まで

（後期始業式：10月11日（月）、修了式：3月24日（水））

ひたちなか市教育委員会規則第 号

令和3年度における学校の学期の特例に関する規則を別紙のとおり公布する。

令和 年 月 日

ひたちなか市教育委員会
教育長

議案第 3 号

令和 3 年度における学校の学期の特例に関する規則制定について

令和 3 年度における学校の学期の特例に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 5 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

令和 3 年度における学校の学期の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、令和 3 年度におけるひたちなか市立学校管理規則（平成 6 年教委規則第 10 号）によるひたちなか市立の小学校、中学校及び義務教育学校（次条において「学校」という。）の学期の特例を定めるものとする。

(学期の特例)

第 2 条 令和 3 年度における学校の学年は、ひたちなか市立学校管理規則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、これを分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 10 月 10 日まで

後期 10 月 11 日から翌年の 3 月 31 日まで

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ひたちなか市成人祝特別給付金等支給事業について

教育委員会事務局青少年課

令和3年1月10日（日）に予定していた「令和3年ひたちなか市成人の集い」は、感染予防対策を十分に講じた上で開催予定でしたが、新成人やその家族、関係者等の健康と安全を最優先と考え、やむを得ず式典を中止としました。

式典が中止となったことにより、令和2年度に成人となる対象者が家族や友人等と成人を祝う経費等として成人祝特別給付金を支給するほか、国営ひたち海浜公園の入園券引換券や飲食店情報等を郵送し、市内の施設や店舗に足を運んでもらうきっかけとします。

- 1 対象者 令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に満20歳に達する者で、下記の①、②のどちらかを満たす者
 - ①令和3年1月1日現在、本市の住民基本台帳に記載されている者
 - ②中学校卒業時（平成28年3月1日）から令和2年12月31日までの間に本市から他市町村へ転出した者のうち、令和3年1月1日現在、市内在住の父母等がいる者
 - ※市内在住の父母等・・・対象者の父母や未成年後見人，養親，里親等
 - ※ただし，他市町村区の同様の祝金を申請・受領していない者に限る。

- 2 対象者数 2,000人

- 3 支給内容 給付金 1人20,000円
 国営ひたち海浜公園入園券引換券 1人2枚
 （有効期限：令和3年12月30日）

- 4 予算 42,659千円

- 5 スケジュール等
 - 2月25日 市報，市HP等で周知
 - 3月5日 対象者①に申請書一式を郵送
 - 3月8日～ 申請書一式を，市役所，那珂湊支所，青少年課，市HPで配布
 感染拡大防止のため，申請書は郵送にて提出（3/31消印有効）
 順次交付決定し，本人の金融機関の口座に振り込む。

※海浜公園入園券引換券は，交付決定通知及び振込手続完了通知等とともに郵送する。
 ※申請状況を鑑み，申請期限を6月末まで延長する予定（3/25号，5/25号市報で周知予定）